

研究

大島神崎家の古文書(つづき)

一番所、百姓の優遇、その子殺し禁止のこと

会員 羽 柴 弘

前号、最後を私は「程なく大島には、佐伯藩の見張所が出来た」と結んだが、残念なことには、それが何時であつたか、どの様な人員が詰め、どの様なこととし、又どの様な施設をもつていたか、今のところ何一つわからぬ。安部力会員の蒐集になる因矢家古文書(文政五年中御小姓日記)に、次の様子が記録が残っている。

鼻面御番所詰加藤安右衛門、大嶋御番所詰阿南唯七  
へ来月十日、寛政院様御霊前へ拜礼被 仰付、同日  
於 御城御斎被下置候段被 仰出候段御番頭申聞候  
に付 御用状を以申越候

この様に鼻面御番所と並んで大島の御番所が格別に重視されていることがわかるが、前掲の問題は依然残っている。どなたかに手引となる文献ある、其御教示を仰がたいものである。

それはそれとして、その御番所がある大島の漁民優遇の文書が、もう一通ある。

(第五資料)

鮑免除百姓共有付候事

態ト申遣候 其浦より毎年

(読下し)

鮑と(おび)申し遣わし候、其

鮑候廻り育之蛇、酉之六月  
の免じ遣候間、此百姓共  
に申聞 得其意 随分有付  
可申候 用所の時ハ重而可  
申遣候間、其内は其方共高亮  
いたし有付可申候者也

毛利伊勢守

元和七年、高 政(甲)

六月十二日

大嶋

市兵衛  
百姓中

第三資料にもあつたが、鳥のまわりにも多量に殺される鮑と、今から自由にせよとせよと、定住するがよいと、まことに寛大なことである。住民保護のお沙汰である。

ガラリ変つた、次の子殺し禁止も、極刑を以て臨むの  
それではなく、温情のあるものと云えよう。

鮑のような磯もの、鮑に限らないうが共縁ぎに奇しい  
時の大島の漁民にとつては、乳幼児は全くの足手まとい  
であつた。僅かに開拓した段々島がとれる、主食の麦  
と甘藷のとれ高も知れたもの、そこで口べらとして鹽  
粒が半ば公然と行なわれた、どこの村どこの浦でも同じ  
ことであつた。

前ハ文書より一年前ハ元和六年、高政は次の様子を遣  
しと庄屋市兵衛に宛てている。

(第六資料)

子殺し禁止のこと

態ト申遣候 其村中ニ子を

(読み下し)

態と申遣候、其の村中ニ子を

浦より毎年納め候廻り育之  
(高亮)之(漁獲)の鮑(鮑)酉  
之(六月)即(即)六月より免  
じ遣候間、此の百姓共  
に申し聞かば、其の意を得、  
随分申す可申候候  
用所の時は重なり申す候  
候間、其内(それ共)は其方  
共高亮いたし有付、申す、  
候者也

鮑マのい、今は鮑ハ子を  
殺す、  
有付く、其村中ニ子を  
殺すこと

うを候てより(一)路し候旨聞届候、ヤリとて月おごき事にて候間、今より後生れ子男女にやらすこゝろし候事無用に候

重、親不并にして是非そなて候事不成もの於有之者此方へ申可越候、少の可加合方候間、堅こゝろし申聞候若此後こゝろし候こと間届候れば、其親夫婦共に由言に可申付候間、此段百姓中に堅可申聞者也

中、伊勢守

高政(墨印)

壬十二月十七日

大馬庄屋  
市兵衛方へ

産み候てより殺し候旨聞き届け候、さりとしておごき事にて候間、今より後、生れ子男女にやらすこゝろし候こと無用に候

重、親不并にして是非そなて候こと成らざるも、これ有るに於ては此方へ申可越すべく候、少の合加合べく候間、堅こゝろし申聞候、若此後こゝろし候こと間届候れば、其親夫婦共に由言に申し付可く候間、此段百姓中に堅く申し聞かすべくものなり

不并、春に困る、貧乏、合方、生活の補助

由言、由事、犯罪に便する

中ノとあるは元和六年、壬辰閏の略字、元和六年は十二月が閏うている。前に掲げた資料の前年に当る。

生活費にあえぐ貧乏は、口べらしのために産兒を制限するに似て、足手まといの乳兒を殺す、そんなことと敢えてせねばならなかつた。これは今も昔も許されないことへ但し今日巧妙に受胎を調節し、又は理屈をつけて随ふことを予気てゆつてゐる)、法律は嚴重に禁じてゐる。

このお融書は、おごきこととして禁止してゐるが、親が不并(貧困、或は日無給)で育てることに困難な場合は、届け出れば合力(補助)を加えるから、という温情あるお融書である。

だが、このお融書は、大馬庄屋にだけ出されたものでないか、と疑つて見たい。大馬庄屋の特恵的なものでないか、と疑つて見たい。大馬庄屋の特恵的なものでないか、と疑つて見たい。

藩命示達の方法として佐伯藩では、村消の大庄屋許と順連する、つまり一通のお融書と順番に送り、大庄屋は大急ぎで寫書を作つて小庄屋に達示、百姓一同に教える。お融書は簡印をしてすぐ隣の大庄屋にまわす、そのような方法であつた。

然しこの一通の神崎家の古文書は、大馬庄屋にだけ宛てた内容であり、しかも藩主高政自身の花押や墨印が押してある。そして一々庄屋の宛名が書かれてある。だから私は、番所設置の意圖をもつ大馬の農民に対しての格別優遇の思召しからではないかと推測する。

ゆくりなくも私は思ひ出す。藩祖高政の農耕に対する扱書であるが、それによると農繁期は女共そ休んでいてはならぬ、三度の食事は悉く田畑に運んで食わせ、田の草は一番、二番、三番、四番草までとるべしと、かなりきつい言葉できめつけてある。比べて考えて、よくよく大馬の百姓たちを庇護してのお融書というべきである。

神崎家には尚外に

寛政六年 二代高成公より市兵衛宛(庄屋跡目について)

(年次不明)

三代高尚公より派兵衛へ(畑墾作賞詞)

(全) 日向高鶴伊東修理大夫より庄屋市兵衛へ(難船除

の協力に対する礼状)

の三通があるが、本誌での紹介は一応これでおく。

豊後水道に臨む佐伯藩の沖合はるか孤島大馬、旧藩時代は佐伯藩の格別の庇護の下にあつた特殊な島であつたとき、神崎家の古文書のお陰で明らかになり得たわけである。(終)